

土地分類基本調査成果の活用事例 8 - 埋蔵文化財はどこにある？ -

事例名	埋蔵文化財の調査資料	分野	文化教育分野
使用するデータ 使用図幅： 5万分の1「岸和田」	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省：国土数値情報都道府県指定文化財データ ●国土交通省：5万分の1土地分類基本調査成果データ（表層地質図） ●国土交通省：5万分の1土地履歴調査データ（地形分類図） ●国土地理院：電子地形図20万分の1「和歌山」等 		

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平28情複、第84号）

http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P32.html http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download/index.html http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/land_history_2011/pdf_detail.php?areaid=33

上記URLは平成30年2月現在

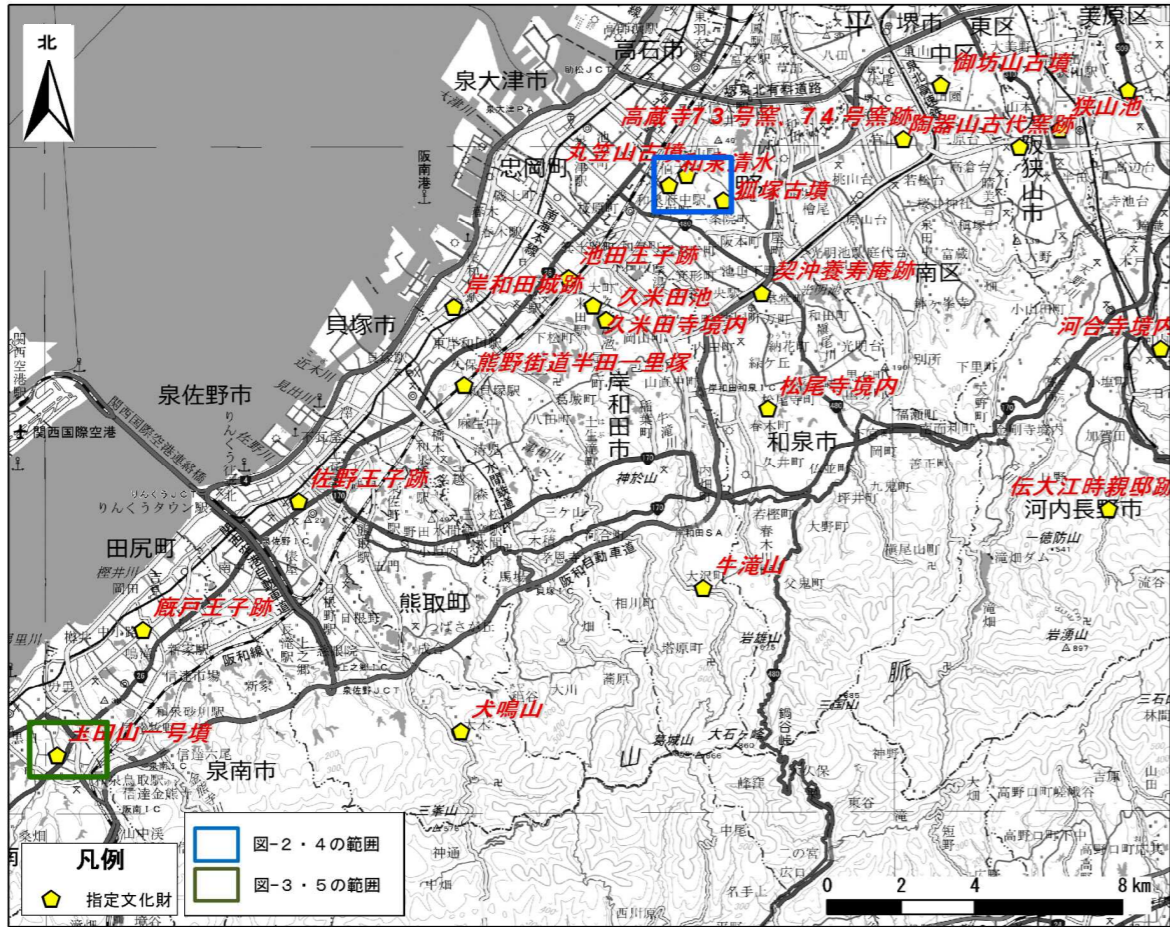


図-1 大阪府指定文化財位置図

電子地形図20万を背景図に、国土数値情報の都道府県指定文化財データを重ね合わせる。公開されたデータを使えば、簡易的に”文化財マップ”を作ることができる。

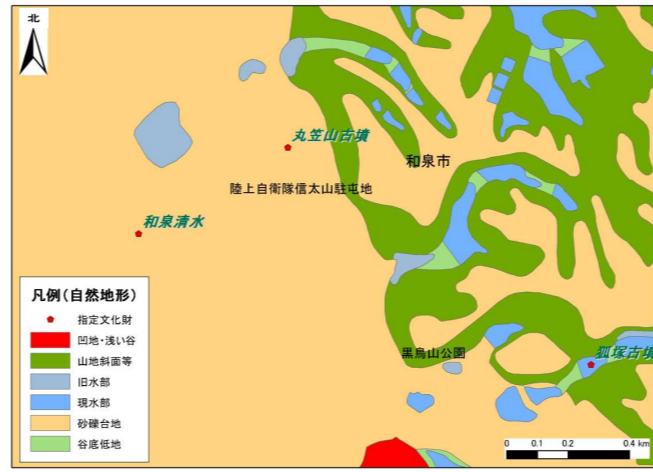


図-2 文化財指定地と自然地形

土地履歴調査データの自然地形分類図に都道府県指定文化財データを重ねる。その結果、古墳が砂礫台地上に概ね作られていたことがわかる。

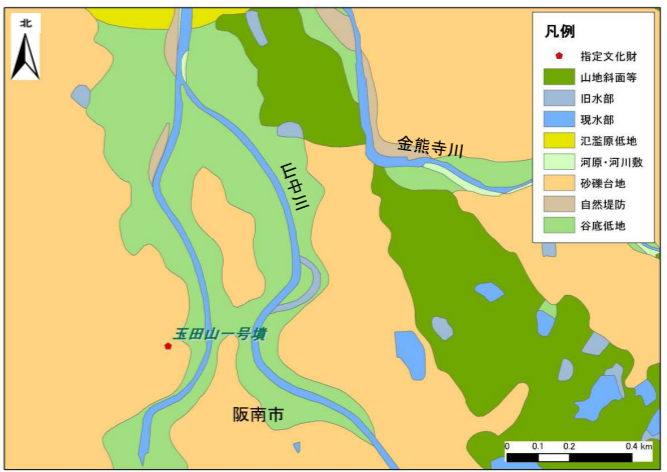


図-3 文化財指定地と自然地形 2



図-4 指定文化財位置と表層地質

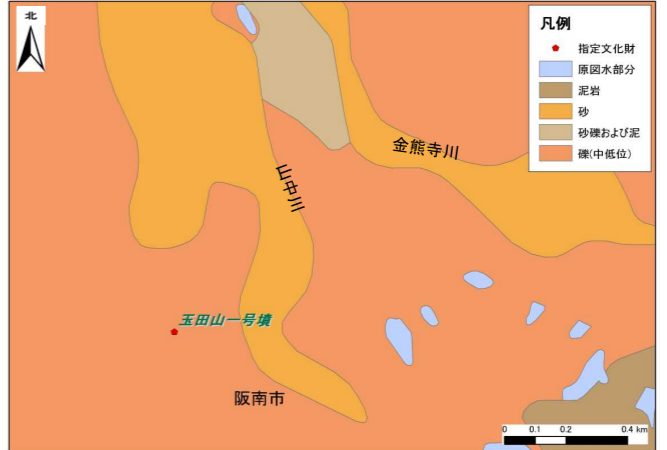


図-5 指定文化財位置と表層地質 2

土地分類基本調査成果の表層地質図データに都道府県指定文化財データを重ねる。同様に、古墳の立地条件がわかる。

利用目的	利用上の課題
文化財のうち古墳や遺跡などの埋蔵文化財は、文化財保護法により土木工事の際には発掘調査が義務付けられている。未知の古墳や遺跡を調査するには古文書などの文献調査や考古学的調査が中心となるが、古墳や遺跡の立地条件には規則性もあると思われる。例えば、地形などと重ね合わせることで、歴史地理の教育材料としての活用も期待できる。	埋蔵文化財の位置によっては、表層下の地質情報が必要になる場合があるので、ボーリング柱状図の情報などを付加する必要がある。ボーリング柱状図は、全国レベルでは国が実施したボーリング調査の情報を国土地盤情報検索サイト (Kunijiban) で公開しているほか、一部は都道府県でも公開している。 国土地盤情報検索サイト (Kunijiban) : http://www.kunijiban.pwri.go.jp/jp/index.html 東京の地盤 (GIS版) (東京都土木技術支援・人材育成センター) : http://doboku.metro.tokyo.jp/start/03-jyouhou/geo-web/00-index.html AtlasEcoSaitama (埼玉県環境科学国際センター) : https://cessgis.maps.arcgis.com/home/index.html
利用効果	
国土数値情報の都道府県指定文化財のデータより、古墳や遺跡を含む史跡のデータを表示することができる。これに土地分類基本調査成果データの表層地質図データ、土地履歴調査成果の自然地形分類データを重ねることで、既知の埋蔵文化財が存在する場所の表層地質や地形を確認することができる。「埋蔵文化財がどこにある？」などの立地条件の学習に土地分類基本調査成果データなどを活用することが可能である。	
作成手法	
<ul style="list-style-type: none"> ●5万分の1土地分類基本調査成果データのうち表層地質図データを国土交通省のサイトより入手する。 ●土地履歴調査成果を国土交通省のサイトより入手する。 ●国土数値情報の都道府県指定文化財データを国土交通省のサイトより入手する。 ●都道府県指定文化財データから種別区分コード”41”の「史跡(旧跡を含む)」を抽出する。 ●土地履歴調査成果のシェープファイル群から自然地形のポリゴンファイル (PL12, PL13) を選ぶ。 ●電子地形図20万等を背景図として上記のデータをGIS上に展開する。 	

本資料中の説明は、あくまでも土地分類調査の調査データの活用事例を示したものであって、確定的な分析ではありません。ご使用にあたっては専門家のご助言等を頂いて下さい。